

## 伝染病の種類と出席停止期間（文部科学省基準）

病名		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS) 痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ	治癒するまで。第1種の伝染病は「感染症新法」の1類と2類に相当します。(結核を除く)
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	①百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性薬の治療が終了するまで
	②麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	③流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
	④風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	⑤水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	⑥咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
2種の伝染病(結核を除く)は、上記期間、ただし病状により、学校医その他の医師においてその伝染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。 ★飛沫感染する伝染病で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの。		
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス	結核及び第3種の伝染病にかかった者については、病状により学校医、その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。 ★学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの
	⑦腸管出血性大腸菌感染症	
	⑧流行性角結膜炎	
	⑨急性出血性結膜炎	
	その他の伝染病	

⑩溶連菌感染症 ⑪伝染性紅斑 ⑫手足口病 ⑬A型肝炎 ⑭ヘルパンギーナ

⑮マイコプラズマ感染症 ⑯感染性胃腸炎 (①～⑯の疾病は出席停止扱いです)

\* 上記①～⑯の疾病に罹患した場合、お医者さんの許可を得てから登校してください。  
(「登校許可証」をお医者さんに発行してもらい必ず学校へ提出してください)

- ・登校許可証の発行手数料は多摩市医師会加盟医療機関で発行を受けた場合は無料です。
- ・登校許可証は多摩市医師会加盟医療機関に置いてあります(学校にもあります)
- ・インフルエンザは「出席停止解除願」に保護者が記入し学校へ提出してください。

「出席停止解除願」は鶴牧中ホームページからダウンロードできます。